

第15回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

令和2年10月5日（月）10時00分～12時10分

■場所：

草津市役所 502会議室

■出席委員：11人

山田委員、濱田委員、中西委員、田村委員、片山委員、酒井委員（前田代理）、樽井委員、前野委員、奥村委員、永池委員（一浦代理）、一浦辰己委員

■欠席委員：3人

深田委員、大西委員、田中委員

■事務局：

岩城課長、三浦係長、眞木主事、河村主事

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は御多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより、第15回草津市有償運送運営協議会を開会させていただきます。

事務局の草津市都市計画部交通政策課の岩城でございます。本日の会議が円滑に進みますよう、皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は14人でございまして、本日の会議の出席は9人、欠席は3人、そのうち代理出席が2人でございます。

また、今回御欠席の御連絡をいただいております2人の方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、半数以上の委員に御出席いただいていることとなりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1、資料2、資料3、資料4、事業者の申請書一式、プレゼンテーションに係る資料となっております。不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします

本日は、今年度皆様に委嘱させていただいてから初めての協議会開催となりますことから、次第の1、(1)から(3)までは、事務局で進行させていただきますので、御了承ください。

まず委員の紹介というところで、この度、人事異動等により、新たに御就任いただきました委員様がいらっしゃいますので、紹介だけさせていただきます。

- ・草津市老人クラブ連合会より田村様でございます。
- ・アイ・コラボレーションユニバーサルツーリズムセンターから片山様でございます。
- ・都市計画部 一浦副部長でございます。

なお、本日欠席となっております。

- ・健康福祉部 田中副部長でございます。
- ・健康福祉部 永池副部長でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本協議会と福祉有償運送とはどういうものかにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。

【事務局】

草津市有償運送運営協議会設置要綱、草津市福祉有償運送ガイドラインについて、資料に基づきまして、私から説明をさせていただきます。

資料1、資料2を御覧ください。

草津市有償運送運営協議会は、道路運送法および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために設置しております。

所掌事務については、第2条に規定しており、主な事項は第3号の道路運送法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録を申請する場合における運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項となります。

委員については、第3条に規定しており、お手元の委員名簿のとおり、14名の方が当協議会の委員でございます。任期は、第4条に規定のとおり、2年となります。

会議については、第6条に規定しており、会議の成立要件や、公開・非公開の取扱い等を定めています。

また、第7条の規定では、協議会の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができるとしています。

次に、資料2をご覧ください。

こちらは、草津市福祉有償運送ガイドラインを一部抜粋したものです。まず、福祉有償運送制度について、説明させていただきます。

3ページの下の方をご覧ください。

制度概要ですが、「福祉有償運送」は、NPO等の非営利法人が、障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車(白ナンバー車)を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて会員制個別輸送サービスを行うものです。利用するためには、あらかじめ、事業所への会員登録が必要になり、複数の事業者にも会員登録することも可能です。

4ページをご覧ください。

福祉有償運送を行う事業者は、道路運送法第79条の規定により、国土交通大臣の「登録」を受ける必要があり、登録の申請は、福祉有償運送を行う地域を所管する運輸支局(滋賀運輸支局)に対して行うこととなりますが、事前に地域の関係者等で構成される運営協議会の合意が必要となっています。

そのため、本市では、市域における福祉有償運送の必要性、収受する適正な対価、安全運行管理体制などを協議する機関として先ほど説明させていただきました「草津市有償運送運営協議会」を設置しています。

福祉有償運送制度を活用した事業を実施しようとする、NPO等の非営利事業者の方は、運輸支局への登録申請書類を、事前に「草津市有償運送運営協議会」に提出いただき、地域の関係者の合意形成を調えた後に、本申請を実施するという流れになります。

事業を実施することができるのは、NPO法人や社会福祉法人等であり、個人の方や地域ボランティアグループ等の任意団体は個別申請できません。また、株式会社などの営利法人も福祉有償運送の登録申請はできません。

運送の区域、形態、使用車両、対価、5ページの運送対象者については、この後で説明させていただきますので、省略させていただきます。

次に7ページをご覧ください。

こちらは、福祉有償運送登録申請の流れを図示したものです。

まず、NPO等の非営利事業者から、事前審査申請書を提出していただき、事務局で事前審査を行います。

運送事業者の要件適格審査や対象旅客の要件適格審査を終えた後、草津市有償運送運営協議会へ付議し、合意形成が得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。

また、表①～⑤に該当する内容の変更を行う場合は、幹事会(判定委員会)での判断が必要であり、その場合は幹事会(判定委員会)を終えた後に、合意形成を得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。なお、軽微な案件については、後日、変更内容

について、草津市有償運送運営協議会へ事後報告を行うものです。

次に9ページをご覧ください。

草津市有償運送運営協議会で審査する項目です。主な項目について、順に説明させていただきます。

「審査の対象」は、自家用有償旅客のうち、福祉有償運送に関する登録となります。

「運送の主体」は、NPO法人、営利を目的としない公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会となります。

「運送の区域」は、旅客の発地または着地のいずれかが草津市内であること。

「運送の対象者」は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者およびその付添人であること。ただし、ハの要支援者や、二のその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者につきましては、運営協議会または判定委員会において、当該者の移動制約の状況について運送の対象とすることが、適当であることの確認が必要となります。

「使用車両」は、乗車定員11人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車およびボランティア個人の持ち込み自動車となります。

「収受する対価」は、実費の範囲内で、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。また、運送の対価は当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であり、運送の対価以外の対価は、待機料金、介助料などがあり、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記することが必要となります。

その他に「運転者要件」「運行管理等」「事故の対応等」「苦情処理体制」等について記載しています。

【事務局】

続きまして、次第1(3)「協議会役員会の選任」ということで、委員の皆様が委嘱され、今回はじめての開催となりますので、会長及び副会長を今回新たに設定させていただくこととなります。選出方法につきましては、協議会設置要綱の第5条第1項、会長および副会長は委員の互選により定めるとなっております。

会長、副会長の選任につきまして、委員の皆様方から、何か御意見はございますでしょうか。

【委員】

初めてですので、事務局の方から何かお示しになっていただきたい。

【事務局】

ただ今、「事務局意見をお願いします」との声がございましたので、事務局の案を提示させていただきますてもよろしいでしょうか。

それでは、事務局の案を申し上げます。

事務局といたしましては、障害者福祉をはじめとした広範な福祉領域に深い学識を有し、大津市や守山市など、他市の福祉有償運送の協議会の委員であり、会長もされておられます、龍谷大学社会学部の樽井先生に会長をお願いしたいと思っております。

また、副会長につきましては、交通分野の関係団体として日々御尽力いただいております、県内各市において、福祉有償運送の協議会に委員として参画いただいております、滋賀県タクシー協会の濱田委員をお願いしたいと考えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【事務局】

それでは、承認とさせていただきますと思います。

それでは、会長に樽井委員、副会長に濱田委員をお願いしたいと思います。樽井委員、濱田委員は会長、副会長の席への移動をお願いいたします。

それでは、会長に就任の御挨拶をいただきたいと思っております。会長よろしく願い申し上げます。

【会長】

《挨拶》

【事務局】

ありがとうございました。それでは、ここから会長に議事進行をお願いしたいと思います。樽井会長よろしく願いいたします。

【会長】

これより私の方で会議を進めさせていただきます。

始めに、議事の1点目に係る個人情報の保護について、今回審査案件が審議されるに先立ち、特に福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害程度、生活関連情報など、個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第6条第7項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

【委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、これより本日の議事の1点目であります。

道路運送法第79条登録団体の更新登録審査に進みますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、審査にあたっての流れを御説明いたします。

今回の申請につきましては、更新申請であります。

この後申請事業者に入室してもらい、事業者の方に事業概要や変更点を15分間説明していただき、その後質疑応答を15分し、事業者退席後、協議・審査に移ります。

資料につきましては、道路運送法第79条登録団体の更新登録審査に係る申請書類一式、そして、審査に係る概要説明の資料になります。

皆様の御協力をよろしく申し上げます。

ここまでの説明で御不明な点等ありませんか。

それでは、これから1件目の更新審査に入らせていただきます。

申請事業者の入室をお願いいたします。

<<非公開>>

【会長】

それではこれより協議に入ります。

ただいまの審査案件について、運輸支局への届け出の条件である地域関係者合意について、当運営協議会としても、地域関係者合意に至ってよいか。

それとも問題があり、一部修正などの条件が必要か。

あるいは、見直すべき点が多く再度申請して差し戻すか。その議論をお願いしたい。

【委員】

運賃基準ですが、タクシー運賃の2分の1以下という部分で、今回は現状の同等の額以上に申請されているので、それについては問題があるのではないかと思います。

先程、委員がおっしゃった16kmまでの場合、アザレアは4,000円ですが、タクシーは6,080円で1割引して5,480円となります。25kmの場合は、アザレアは6,250円、タクシーは9,480円で1割引して8,510円となり、タクシー料金の半額よりかなり高額となっており、問題があると思います。

【委員】

今のタクシー運賃の考え方ですが、先程の時間の超過という分では、当然、陸運局の許可もとって上がっていくのですが、その超過分の考え方は、これはたぶん許可していません。

【委員】

運送の対価以外の対価というのは、どこかに記載されているのか。

【事務局】

申請書の方で運賃以外の費用は記載されております。

レンタル品消毒等衛生用品が実費ということで、これはその記載だけが書いてあります。現状については訪問介護等指定料金、キャンセル料が500円ということで書かれております。

待機料金は10分300円の記載となっております。

これらの内容については、現在、アザレアでやっていただいているのですが、前回の届け出の際に、この内容で協議が整ったということで、認められております。

【委員】

NPO法人の登記を見ていると、500万円近くの債務超過が記載されています。

法人の登記が平成30年ぐらいから資産の登記をしなくてよくなりましたが、NPO法人として活動されているので問題はないと思うが、債務超過の考え方というのは整理した方がいいと思います。

【事務局】

NPO法人であればこの事業はできるとなっておりますが、今後は全体を見た中で考えていきたいと思っております。

【会長】

いまの論点は少し、直接の審査なのか協議なのかの位置づけもありますが、事業を行っていただくにあたり、財務の状況が気になるところで、事業の安定性とか、事業の性質上あまり営利ではなくってところがあるので、どうしても債務とかを考えざるをえないと思っております。

私はその立場であっても、財務状況の安定っていても直接か間接かわかりませんが、考える材料の一つになると思っておりますが、ただ、ルール上はどうするかという整理は、この場で意見が出ましたら、課題としてはあるかと思っております。

【委員】

先程の料金のところですが、通常障害を持たれていない方、高齢でも一人で出来る方は、バスに乗られたりします。バスに乗った場合にかかる費用と、タクシーに乗る方は当然タクシーの方が高いです。なので皆さんバスに乗られています、そのバスに乗れない方は福祉有償運送を使われますので、料金が例えばタクシー料金と比較して80%以上というのはいかかなものか。こういう料金設定は、本来の福祉有償の趣旨からして、何か違うようなことになっていますし、この基準に対しても、料金の見直しは確実に必要だと思います。

それと、定額の500円も気になっており、5人の乗った場合は2,500円となっておりますが、例えば近くの病院とおっしゃっていたので、1キロとかで2,500円になる。タクシーの場合、5人乗ったら5で割る。一人あたり、何百円だと思います。これもちょっと問題じゃないかと思えます。よく考えると10人乗りのワゴン車の運転手を引いたら9人乗れる。9人乗ったら9×500円で4,500円、タクシーの何倍になりますか。

【委員】

ちなみに、実態というか実績は把握できているのか。

【事務局】

今年度分は出てきていないのですが、実績は求めたら出てきます。

【委員】

基準では今の話だと、金額が半額超えるということなので、これについては今後考えていき、相乗りしたらそれに見合う分だけ安くなり、半額にしていけばいい500円を割る人数にしたら一番いいと思います。

【委員】

先程聞いた時、2人乗ったら1,000円とおっしゃっていたと思います。

【会長】

料金設定のところ、一番大きな論点になっておると思います。

今日この協議の結果としては、協議が整ったっていうのが一つ目で、次が一部修正、もう一つは選択肢や見直すべき点が多く、差し戻す、という結論があるのですが、この流れでどういう方向にしましょうか。

【委員】

料金について、更新部分は、従来からやっていることなので、仕方ないと思いますが、今回改正しようとする部分は、利用者にとって不利益を与えるのではということで、料金については元の状態で更新をした方がいいと思います。

【委員】

確認だけですが、料金は元の通りにしなさいという考え方もあると思うのですが、一方で、先程の80%でということであれば、50%に見合う分だけ、値上げすることについても、考え方としては可能かなと思います。これをもとの料金で見直しなさいと言えるものなのか、そこの整理はどうなっているのか、教えていただきたいです。

【事務局】

この場で委員の皆さんのご意見を踏まえた中で、今までの料金体系にするということ、協議が整うのであれば料金は据え置きとなりますが、再度、この料金体系については協議した方がいいという判断になるのであれば、資料を再提出いただき、協議することもあると思います。

ただ、今回は更新申請であり、一定の利用者の方々もおられますので、今やっていたいている事業を全く更新しないとすると、利用者が困ってしまうと思いますので、現状の事業については認めていただく中で、一部その疑義がある部分については継続して審議するというのは、やり方としてはあり得るのではないかと思います。

【委員】

本人はタクシー料金が値上げしているのに、ということばかり強調されたこともあるので、そこを従来通りじゃないといけないと言い切って、申請者が、それで理解いただけるのかというのがポイントだと思います。

そこは、その場合ケースバイケースで考えて欲しいと考えている。

【会長】

料金体系については、申請の額では認められない。

ここは、一致したと捉えていいと思いますが、次に、現在の料金体系でということと、タクシー料金の値上げの関係もありますので、多少のその分の値上げは認めても良いということであれば、再度、料金設定を見直した申請をしていただくとなります。

継続は利用者さんのことを考えてストップしないように、今の料金のままでいってもらって、もう一度値上げ分については再度協議するって言うのはどうでしょう。

【委員】

今回は更新申請ですので、結論としては、更新申請は認めるけれども、運賃はそのまま、再度少しの値上げで申請したいということであれば、また、日程調整してもらったらいいですし、その間は元々の運賃ですっとやっていくということだと思います。

【会長】

更新そのものの結論で、料金部分に関して、もう一度、招集するか書面になるかはどうか。

【委員】

再申請が来るのか来ないかにもよりますし、出してきたけど、あまり変わってなかったらまた集まる意味もない。

【会長】

一旦、ここでの結論としては、料金は据え置く、従来の形で、更新は認める。
簡潔にまとめるとこういう形でいかがでしょうか。
他に何か付帯意見や条件がいろいろつくのであれば御意見いただければと思います。
いかがですか。

【委員】

異議なし

【会長】

更新は認めるが、料金は現行のままでということで、その方向で協議が整いました。
ありがとうございます。

では、議事（1）番の更新登録審査につきましては、以上といたします。

慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。

審議の結果については文書にて申請者に通知いたします。

それでは、議事の2点目であります。

福祉有償運送ガイドラインの見直しについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。議長。

議事2点目であります、「草津市福祉有償運送ガイドラインの見直し」につきまして、資料3に基づき私から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料2の4ページと資料3をご覧ください。

先程、会議の冒頭あたりに三浦から説明させていただきました、資料2の4ページに記載しています、「事業を運行することができる団体」ですが、こちらにつきましては、国の方で道路運送法施行規則が一部改正されましたことから、本市のガイドブックにも反映させるものであります。

内容といたしましては、資料3の新旧対照表のとおり、現在、ガイドラインに定められております「事業をすることができる団体」に、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会、町内会など）が追加された形となっております。

また、ガイドライン9ページの「3 運送主体」につきましても、同様に見直しを行うものであります。

次に、資料3の2ページをご覧ください。こちらは資料2の7ページに記載していますが、事業者の方から、福祉有償運送登録申請の流れが分かりにくいとの指摘を受けたことから、今回、分かりやすくするために、見直しを行うものであります。

右側が見直し（案）になるのですが、変更点といたしましては、旧の「福祉有償運送申請の流れ」では、対象旅客の要件適格審査から幹事会に2本の流れがあり、白い矢印の流れは、幹事会の後、運営協議会にも諮ることになっておりましたが、事務局としては、軽微な変更につきましては、幹事会で判断していただき、その結果を運営協議会へ事後報告することとさせていただきたく、白い矢印の流れを削除いたしました。

また、幹事会で諮る案件については、国のガイドラインや通知を踏まえ、見直すものですが、事務局としては、1から3については、専門的な意見を踏まえて、福祉有償運送の利用の有無を判断する必要があると考えますので、幹事会に諮らせていただきたいと考えております。

【会長】

ただいまの説明についてご質問やご意見があれば承りたく存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

「個人の方で地域ボランティア等の任意団体は個別登録できません」というところが気になる、当然、町内会の任意の団体ですので、その辺誤解を招くんじゃないかなという気もしたくないので、等は個別申請できませんなど、任意の団体ということを書いておいた方が、整合性が取れるんじゃないかなと思います。町内会は任意の団体ですので、それが出来ないのに出来るか書いてるのは少しおかしいので、そこはちょっと難しいのですが、個人の方や地域ボランティアグループ等は個別申請できませんというようなところを書くなど、皆さんで議論していただきたい。

【事務局】

表現については、誤解を招くということであれば、修正させてもらいたいと考えておりますが、実際、個人の方とか、この事業をできない方もおられますので、何らかの形の記載は残させてもらいたいと思います。

文言については、最終、整理をさせていただく中で誤解のないような形で整理をさせていただければなと思います。

【会長】

はい、事務局一任で。適宜修正するという事。

【委員】

申請の流れのところの中でも、判定委員会のところ、旧は5つあったのが、3つになっているが、「セダン車により福祉有償運送をする場合」と「旅客の増員のみの変更申請の場合」は、審査がなくてもいいということですか。

【事務局】

旧の方に5つありましたが、「②セダン車により福祉有償運送をする場合」という部分は、旧のフォロー図で対象旅客要件になっておりましたが、運送事業者の要件の審査の方に該当するものでありますので、この見直しのタイミングで整理をさせていただきました。

「旅客の増員のみの変更という部分」につきましては、前に作ったものがそのまま残ってましたので、昨年度から事務的な手続きを進めていく中で、支局さんの方に確認させていただくと、旅客の増員のみの変更とかであると、更新の手続きのタイミングとかでの届け出でいいということですので、判定委員会からは、除外させていただきました。

【委員】

事後報告ということか。

【事務局】

そうです。

【委員】

協議会の人数かけなくても、後から報告で、答申のときに報告するという事か。

【事務局】

届けられる変更としては必要ですが、協議が整う必要はないと聞いています。

【会長】

以上で審議を終了とさせていただきます。

草津市福祉有償運送ガイドラインの見直しにつきましては、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

はい。ありがとうございます。

それでは承認とさせていただきます。

次に、議事の3点目であります。

草津市有償運送運営協議会設置要綱の改正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。議事3点目であります、「草津市有償運送運営協議会設置要綱の改正」につきまして、資料4に基づき私から説明させていただきます。それでは、資料4の3ページをご覧ください。

こちら、会議冒頭あたりに三浦より説明させていただきましたが、こちらにつきましても、事業者の方から、幹事会の公開について記載がないとの指摘を受けたものであり、国のガイドブックにしたがい、公開するべきだというご意見をいただきました。

事務局としては、幹事会につきましても、第6条の会議の規定が準用されると考えており、個人情報を含む案件につきましては、十分な配慮が必要であると考えておりますので、第6条第7項と同様の規定を追加するものであります。

また、第8条の守秘義務につきましては、委員の皆様方には遵守していただいているところではございますが、今回の見直しに併せて追加させていただくものです。話が前後しますが、第6条第7項につきましては、「行う」という表記が平仮名でしたので、修正するものであります。

【会長】

ただいま説明について、御質問や御意見があればお伺いしたいと思います。

特によろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

無いようでしたら、審議を終了させていただき、草津市有償運送運営協議会設置要綱の改定につきましては、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

本日の議事、報告は以上となります。

続きまして次第のその他となりますが、事務局から何かありますか。

【事務局】

その他案件につきましては、事務局からは特にはないのですが、滋賀県タクシー協会の方から報告案件が1件あるとお伺いしております。

【委員】

新聞記事を用意させていただきました。10月1日からタクシーの運賃につきまして、従来は障害者の方、身体障害と知的障害者の方、運転免許証の自主返納の方に対して従来は1割引きをさせてもらっていましたが、10月1日から精神障害者の方についても、1割引きさせていただいております。

あとスマホを皆さんお持ちだと思いますが、「ミライロID」というアプリがございます。障害者の方がそれぞれ協力いただきますと、アプリの画面を見せていただくだけで1割引きさせていただく制度です。

あと警察からの要望ですが、マイナンバーカードをお持ちの方、運転者証をお返しになった方に、運転経歴証明書交付済みというシールをマイナンバーカードに貼っというもらったら、割引をさせていただきます。

滋賀県で言いますと、近江鉄道の鉄道とバス、湖国バス、プリンスホテル、一般的に言いますと大きくなりますが、ラウンドワンやビックエコーなどで見せていただければ、一割引きします。あと、飛行機ならANA、JAL、SKYマークなど、いろいろ使えるようになっています。

タクシーで言いますと、最初は東京の協会が実施され、滋賀県は全国で2番目という形で実施させていただいております。

【会長】

精神障害者の方の公共交通の割引が他の身体知的障害に比べ少なくなって、問題になってます。この度、滋賀県には、意味のある事業をされてすごくありがたいと思いました。ありがとうございました。

その他、委員の皆様方から何かを伝えることなどはございますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の会議は終了させていただき、委員の皆様ありがとうございました。

それでは、事務局に交代します。

【事務局】

議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、活発な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして第15回草津市有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)